

鉛標準溶液(金属缶試験用) 鉛標準溶液 8ml を採り、浸出用液と同じ溶媒を用いて 100ml とする。ただし、浸出用液が水の場合には硝酸 5 滴を加える。本液 1ml は鉛 $0.4 \mu\text{g}$ を含む。

鉛標準溶液(重金属試験用) 鉛標準原液 1ml を採り、水を加えて 100ml とする。用時調製する。本液 1ml は鉛 $10 \mu\text{g}$ を含む。

バリウム標準原液 硝酸バリウム 190.3mg を $0.1\text{mol}/\text{l}$ 硝酸に溶かして 100ml とする。本液 1ml はバリウム 1mg を含む。

バリウム標準溶液 バリウム標準原液 1ml を採り、 $0.1\text{mol}/\text{l}$ 硝酸を加えて 1,000ml とする。本液 1ml はバリウム $1 \mu\text{g}$ を含む。

ヒ素標準原液 三酸化ニヒ素を微細な粉末とし、 105°C で 4 時間乾燥し、その 0.10g を量り、水酸化ナトリウム溶液(1→5)5ml を加えて溶かす。この液を硫酸(1→20)で中和し、更に硫酸(1→20)10ml を追加し、新たに煮沸し冷却した水を加えて 1,000ml とする。本液 1ml は三酸化ニヒ素 0.1mg を含む。

ヒ素標準溶液 ヒ素標準原液 10ml を採り、硫酸(1→20)10ml を加え、新たに煮沸し冷却した水を加えて 1,000ml とする。本液 1ml は、三酸化ニヒ素 $1 \mu\text{g}$ を含む。用時調製し、共栓瓶に保存する。

フェノール標準溶液 フェノール 1.0g を水に溶かして 100ml とし、その 1ml を採り、水を加えて 100ml とする。更にこの液 1ml を採り、水を加えて 20ml とする。本液 1ml はフェノール $5 \mu\text{g}$ を含む。

メタクリル酸メチル標準溶液 メタクリル酸メチル 1.5g を採り、20%エタノールに溶かして 1,000ml とする。この液 1ml を採り、20%エタノールを加えて 100ml とする。本液 1ml はメタクリル酸メチル $15 \mu\text{g}$ を含む。

2—メルカプトイミダゾリン標準溶液 2—メルカプトイミダゾリン 200mg を採り、メタノールに溶かして 100ml とする。この液 1ml を採り、メタノールを加えて 100ml とする。本液 1ml は 2—メルカプトイミダゾリン $20 \mu\text{g}$ を含む。

D 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格

1 ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装

ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装は、次の試験法による試験に適合しなければならない。

(1) 液体を満たしたときにその深さが 2.5cm 以上である試料

1. 試験溶液の調製

試料を水でよく洗つた後、4%酢酸を満たして、常温で暗所に 24 時間放置する。この液をビーカーに移し試験溶液とする。

2. 溶出試験

a カドミウム及び鉛

試験溶液について、原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光強度測定法により、標準溶液として、カドミウム標準溶液(ガラス等試験用)及び鉛標準溶液をそれぞれ用いて、カドミウム及び鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウムは $0.5\text{ }\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下、鉛は $5\text{ }\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下となる。また、容量 1.1L 以上の試料の場合は、標準溶液として、カドミウム標準溶液(ガラス等試験用)及び鉛標準溶液各 50ml にそれぞれ 4% 酢酸を加えて 100ml としたものを用いて同じく試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、カドミウム $0.25\text{ }\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下、鉛 $2.5\text{ }\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下となる。

(2) 液体を満たすことのできない試料又は液体を満たしたときにその深さが 2.5cm 未満である試料

1. 試験溶液の調製

試料を水でよく洗つた後、 4% 酢酸を浸出用液として、常温で暗所に 24 時間放置する。この液をビーカーに移し試験溶液とする。

2. 浸出試験

a カドミウム及び鉛

① 検量線の作成

10ml のメスフラスコにカドミウム標準溶液(ガラス等試験用)及び鉛標準溶液をそれぞれ 2.0ml , 4.0ml , 6.0ml , 8.0ml 及び 10.0ml 別々に採り、それぞれに 4% 酢酸を加えて 10ml とする。これらについて試験溶液と同様の方法により測定し、カドミウム及び鉛それぞれの検量線を作成する。

② 定量法

試験溶液について、原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光強度測定法により、カドミウム及び鉛の濃度 $C(\mu\text{g}/\text{ml})$ をそれぞれ求め、試料の表面積を $S(\text{cm}^2)$ 、浸出用液の全量を $V(\text{ml})$ とし、次式により単位面積あたりの溶出量をそれぞれ求めるとき、その量は、カドミウムにあつては $1.7\text{ }\mu\text{g}/\text{cm}^2$ 以下、鉛にあつては $17\text{ }\mu\text{g}/\text{cm}^2$ 以下でなければならない。

$$\text{単位面積当たりの溶出量}(\mu\text{g}/\text{cm}^2) = (C \times V)/S$$

2 合成樹脂製の器具又は容器包装

(略)

3 ゴム製の器具又は容器包装

(略)

(1) ゴム製の器具(ほ乳器具を除く。)又は容器包装

ゴム製の器具(ほ乳器具を除く。)又は容器包装は、次の試験法による試験(塩素を含まないゴム製のものについては、1. 材質試験の b に示す 2—メルカプトイミダゾリンの試験を除く。)に適合しなければならない。

1. 材質試験

a カドミウム及び鉛

試料 1.0g を白金製、石英製又は耐熱ガラス製の蒸発皿に採り、硫酸 2ml を加えて徐々に加熱し、更に硫酸の白煙がほとんど出なくなり、大部分が炭化するまで加熱する。これを約 450°C の電気炉で加熱して灰化する。完全に灰化するまで、蒸発皿の内容物を硫酸で潤して再び加熱する操作を繰り返し行う。この残留物に塩酸(1→2)5ml を加えてかき混ぜ、水浴上で蒸発乾固する。冷後 0.1mol/l 硝酸 20ml を加えて溶解し、不溶物がある場合はろ過をして試験溶液とする。この試験溶液について、原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光強度測定法によりカドミウム及び鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム及び鉛の量はそれぞれ 5 μg/ml 以下であり、試料当たりに換算すると 100 μg/g 以下となる。

b 2-メルカプトイミダゾリン

試料 1.0g を円筒ろ紙に入れ、ソックスレー抽出器を用いてメタノール約 45ml で 8 時間抽出する。この抽出液を濃縮し、約 1ml とし、その 10 μl を試験溶液とする。2-メルカプトイミダゾリン標準溶液を対照液とし、酢酸エチル及びベンゼンの混液(5:1)並びに酢酸エチル、メタノール、アンモニア水及び水の混液(30:2:1:1)をそれぞれ展開用溶媒として、薄層クロマトグラフィーを行うとき、対照液から得られる褐色のはん点に対応するはん点を認めてはならない。ただし、薄層板は担体として薄層クロマトグラフィー用シリカゲルを用い、120°C で 1 時間乾燥したものを使用し、展開用溶媒の先端が、原線より約 10cm の高さに上昇したとき展開をやめ、風乾した後、2, 6-ジクロロキノンクロロイミドエタノール試液を噴霧し、120°C で 10 分間加熱し、観察する。

2. 浸出試験

a フェノール

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中のフェノールの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のフェノール量は 5 μg/ml 以下となる。

b ホルムアルデヒド

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中のホルムアルデヒドの試験を行うとき、これに適合しなければならない。

c 亜鉛

浸出用液として 4% 酢酸を用いて作った試験溶液の 1ml を採り、4% 酢酸を加えて 15ml としたものについて、原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ

発光強度測定法により亜鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の亜鉛量は $15 \mu\text{g}/\text{ml}$ 以下となる。

d 重金属

浸出用液として 4% 酢酸を用いて作った試験溶液について、重金属試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属量は鉛として $1 \mu\text{g}/\text{ml}$ 以下となる。ただし、硫化ナトリウム試液を加えるとき、白濁により試験に影響がある場合には、試験溶液をアンモニア水で中和して pH7 以上とし、これにシアン化カリウム試液を加えたものについて試験を行う。

e 蒸発残留物

蒸発残留物試験を行うとき、その量は $60 \mu\text{g}/\text{ml}$ 以下でなければならない。ただし、器具にあつては水を、油脂及び脂肪性食品の容器包装にあつては 20% エタノールを浸出用液として用いる。

(2) ゴム製ほ乳器具

ゴム製ほ乳器具は、次の試験法による試験に適合しなければならない。

1. 材質試験

a カドミウム及び鉛

(1) ゴム製の器具(ほ乳器具を除く。)又は容器包装の 1. 材質試験の a カドミウム及び鉛に準じて試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、標準溶液として、カドミウム標準溶液及び鉛標準溶液各 10ml にそれぞれ $0.1\text{mol}/\text{l}$ 硝酸を加えて 100ml としたものを用いる。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム及び鉛の量はそれぞれ $0.5 \mu\text{g}/\text{ml}$ 以下であり、試料当たりに換算すると $10 \mu\text{g}/\text{g}$ 以下となる。

2. 溶出試験

a 試験溶液の調製

試料を水でよく洗つた後、試料の重量 1g につき 20ml の割合の指定された浸出用液を用い、 40°C に保ちながら 24 時間放置し、試験溶液とする。

b 試験

① フェノール

(1) ゴム製の器具(ほ乳器具を除く。)又は容器包装の 2. 溶出試験の a フェノールを準用する。

② ホルムアルデヒド

(1) ゴム製の器具(ほ乳器具を除く。)又は容器包装の 2. 溶出試験の b ホルムアルデヒドを準用する。

③ 亜鉛

浸出用液として水を用いて作った試験溶液 20mlを採り、酢酸 5滴を加えたものについて、原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光強度測定法により亜鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の亜鉛量は $1 \mu\text{g}/\text{ml}$ 以下となる。

④ 重金属

(1) ゴム製の器具(ほ乳器具を除く。)又は容器包装の 2. 溶出試験の d 重金属を準用する。

⑤ 蒸発残留物

蒸発残留物試験を行うとき、その量は $40 \mu\text{g}/\text{ml}$ 以下でなければならぬ。ただし、水を浸出用液として用いる。

4 金属缶(乾燥した食品(油脂及び脂肪性食品を除く。)を内容物とするものを除く。以下この目において同じ。)

金属缶は、次の試験法による試験(食品に直接接触する部分が合成樹脂で塗装されていないものについては、(2) 試験の 2. から 6. までに示すものは除く。)に適合しなければならない。

(1) 試験溶液の調製

特に定める場合以外は、次の方法により試験溶液を調製する。

試料を水でよく洗い、各試験法に規定されている浸出用液を用いて次のように操作して作る。

液体を満たすことができる試料にあつては、 60°C に加温した浸出用液を満たし、時計皿で覆い、 60°C に保ちながら 30 分間放置する。

液体を満たすことができない試料にあつては、表面積 1cm^2 につき 2ml の割合の浸出用液を 60°C に加温して浸し、 60°C に保ちながら 30 分間放置する。

ただし、使用温度が 100°C を超える試料であつて水を浸出用液とする場合にあつては 95°C に保ちながら 30 分間、ヘプタン又はペンタンを浸出用液とする場合にあつては 25°C に保ちながら 1 時間放置する。

(2) 試験

1. ヒ素、カドミウム及び鉛

次の表の第 1 欄に掲げる食品の容器包装は、それぞれ第 2 欄に掲げる溶媒を浸出用液として用いて作った試験溶液について、次の試験を行う。

第 1 欄	第 2 欄
pH5 を超える食品	水
pH5 以下の食品	0.5% クエン酸溶液

a ヒ素

試験溶液 10ml を用いて、ヒ素試験法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素量は三酸化ニヒ素として $0.2 \mu\text{g}/\text{ml}$ 以下となる。

b カドミウム及び鉛

試験溶液を用いて原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光強度測定法によりカドミウム及び鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、水を用いて作った試験溶液はその 100ml に硝酸 5 滴を加えて用いる。また、カドミウム標準溶液としてはカドミウム標準溶液(金属缶試験用)、鉛標準溶液としては鉛標準溶液(金属缶試験用)を用いる。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム及び鉛の量はそれぞれ $0.1 \mu\text{g}/\text{ml}$ 及び $0.4 \mu\text{g}/\text{ml}$ 以下となる。

2. フェノール

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中のフェノールの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のフェノール量は $5 \mu\text{g}/\text{ml}$ 以下となる。

3. ホルムアルデヒド

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中のホルムアルデヒドの試験を行うとき、これに適合しなければならない。

4. 蒸発残留物

蒸発残留物試験に定める浸出用液を用いて調製した試験溶液について、蒸発残留物試験を行うとき、その量は $30 \mu\text{g}/\text{ml}$ 以下でなくてはならない。

ただし、天然の油脂を主原料とする塗料であつて塗膜中の酸化亜鉛の含量が 3%を超えるものにより缶の内面を塗装した缶を試料とする場合であり、かつ、ヘプタンを浸出用液として用いたときの蒸発残留物の量は、 $90 \mu\text{g}/\text{ml}$ 以下でなければならない。また、この場合であつて、水を浸出用液として用いたときの蒸発残留物の量が $30 \mu\text{g}/\text{ml}$ を超える場合は、次の試験に適合しなければならない。

水を浸出用液として用いて得られた蒸発残留物にクロロホルム 30ml を加え、加温した後これをろ過し、ろ液を重量既知の白金製、石英製又は耐熱ガラス製の蒸発皿に量る。更にクロロホルム 10ml ずつで 2 回蒸発残留物を洗い、加温した後これをろ過し、ろ液を蒸発皿に合わせ、水浴上で蒸発乾固する。冷後、秤ひょう量して蒸発皿の前後の重量差 $a(\text{mg})$ を求め、次式によりクロロホルム可溶物の量を求めるとき、その量は $30 \mu\text{g}/\text{ml}$ 以下でなければならない。

$$\text{クロロホルム可溶物量} (\mu\text{g}/\text{ml}) = ((a - b) \times 1,000) / \text{最初の試験溶液の採取量} (\text{ml})$$

ただし, b: 試験溶液と同量の浸出用液について得た空試験値(mg)

5. エピクロルヒドリン

浸出用液としてペンタンを用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中のエピクロルヒドリンの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のエピクロルヒドリン量は $0.5 \mu\text{g}/\text{ml}$ 以下となる。

6. 塩化ビニル

液体を満たすことができる試料にあつては、 5°C 以下に冷却したエタノールを満たし、密封して 5°C 以下に保ちながら 24 時間放置する。

液体を満たすことができない試料にあつては、表面積 1cm^2 につき 2ml の割合の 5°C 以下に冷却したエタノールを用い、密封した容器中で 5°C 以下に保ちながら 24 時間放置する。

得られた溶液 10ml をセプタムキャップ付きガラス瓶に入れ、直ちに密封する。これを試験溶液としてモノマー試験法中の塩化ビニルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の塩化ビニル量は $0.05 \mu\text{g}/\text{ml}$ 以下となる。

E 器具又は容器包装の用途別規格

(略)

F 器具及び容器包装の製造基準

- 1 銅製又は銅合金製の器具及び容器包装は、その食品に接触する部分を全面スズメッキ又は銀メッキその他衛生上危害を生ずるおそれのない処置を施さなければならない。ただし、固有の光沢を有し、かつ、さびを有しないものは、この限りでない。
- 2 器具又は容器包装の製造に際し、化学的合成品たる着色料を使用する場合は、食品衛生法施行規則別表第 1 に掲げる着色料以外の着色料を使用してはならない。ただし、うわぐすり、ガラス又はホウロウへ融和させる方法その他食品に混和するおそれのない方法による場合はこの限りでない。
- 3 氷菓の紙製、経木製又は金属箔^b製の容器包装は、製造後殺菌しなければならない。
- 4 器具又は容器包装を製造する場合は、特定牛のせき柱を原材料として使用してはならない。ただし、特定牛のせき柱に由来する油脂を、高温かつ高圧の条件の下で、加水分解、けん化又はエステル交換したものを、原材料として使用する場合については、この限りでない。

第 4 おもちや

A おもちや又はその原材料の規格

1 うつし絵は、次の試験法による試験に適合しなければならない。

この場合において、試験に用いる水は蒸留水とする。

(1) 試験溶液の調製

うつし絵の着色されている部分を探り、その表面積 1ml につき 2ml の割合の 40°C に加温した水を探り、試料を浸した後、時計皿で覆い、40°C に保ちながら時々かき混ぜて 30 分間放置する。

(2) 試験

1. 重金属

試験溶液 20ml について、第 3 器具及び容器包装の部 B 器具又は容器包装一般の試験法の項の 4 重金属試験法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属量は鉛として $1 \mu g/ml$ 以下となる。

2. ヒ素

試験溶液 20ml について、第 3 器具及び容器包装の部 B 器具又は容器包装一般の試験法の項の 7 ヒ素試験法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素量は三酸化ニヒ素として $0.1 \mu g/ml$ 以下となる。

2 折り紙は、次の試験法による試験に適合しなければならない。

この場合において、試験に用いる水は蒸留水とする。

(1) 試験溶液の調製

試料の表面積 $1cm^2$ につき 2ml の割合の 40°C に加温した水を探り、試料を浸した後、時計皿で覆い、40°C に保ちながら時々かき混ぜて 30 分間放置する。

(2) 試験

1. 重金属

第 4 おもちやの部 A おもちや又はその原材料の規格の項の 1 の(2) 試験の 1. 重金属を準用する。

2. ヒ素

第 4 おもちやの部 A おもちや又はその原材料の規格の項の 1 の(2) 試験の 2. ヒ素を準用する。

3 ゴム製おしゃぶりは、第 3 器具及び容器包装の部 D 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格の項の 3 ゴム製の器具又は容器包装の目の(2) ゴム製ほ乳器具に定める試験法による試験に適合しなければならない。

4 おもちやの製造に用いる塩化ビニル樹脂塗料は、次の試験法による試験に適合しなければならない。この場合において、試験に用いる水は蒸留水とする。

(1) 試験溶液の調製

試料に同容量のシクロヘキサンを加えてよくかき混ぜ、ガラス板に移し、表面積 100ml につき 0.8g の割合になるようにガラス棒で均等に広げた後、80°Cで 10 分間乾燥する。その表面積 1cm²につき 2ml の割合の 40°Cに加温した水を探り、そのガラス板を浸した後、時計皿で覆い、40°Cに保ちながら時々かき混ぜて 30 分間放置する。

シクロヘキサン シクロヘキサン(特級)を用いる。

(2) 試験

1. 過マンガン酸カリウム消費量

試験溶液 50ml に水を加えて 100ml としたものについて、第 3 器具及び容器包装の部 B 器具又は容器包装一般の試験法の項の 1 過マンガン酸カリウム消費量試験法により試験を行い、次式により過マンガン酸カリウム消費量を求めるとき、その量は 50 μg/ml 以下でなければならない。

$$\text{過マンガン酸カリウム消費量} (\mu\text{g}/\text{ml}) = ((a - b) \times 0.316 \times f \times 1,000) / 50$$

ただし、

a: 本試験の 0.002mol/l 過マンガン酸カリウム溶液の滴定量(ml)

b: 空試験の 0.002mol/l 過マンガン酸カリウム溶液の滴定量(ml)

f: 0.002mol/l 過マンガン酸カリウム溶液のファクター

2. 重金属

第 4 おもちやの部 A おもちや又はその原材料の規格の項の 1 の(2) 試験の 1. 重金属を準用する。

3. カドミウム

試験溶液 100ml に硝酸 5 滴を加え、第 3 器具及び容器包装の部 B 器具又は容器包装一般の試験法の項の 3 原子吸光光度法又は 9 誘導結合プラズマ発光強度測定法によりカドミウムの試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、カドミウム標準溶液として、第 3 器具及び容器包装の部 C 試薬、試液等の項に示すカドミウム標準溶液 10ml に水を加えて 100ml とし、硝酸 5 滴を加えたものを用いる。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム量は 0.5 μg/ml 以下となる。

4. 蒸発残留物

試験溶液 200~300ml を採り、第 3 器具及び容器包装の部 B 器具又は容器包装一般の試験法の項の 5 蒸発残留物試験法により試験を行うとき、その量は 50 μg/ml 以下でなければならない。

5. ヒ素

第4 おもちやの部 A おもちや又はその原材料の規格の項の1の(2) 試験の2. ヒ素を準用する。

5 おもちやの製造に用いるポリ塩化ビニルを主体とする材料(塩化ビニル樹脂塗料を除く。)は、次の試験法による試験に適合しなければならない。この場合において、試験に用いる水は蒸留水とする。

(1) 試験溶液の調製

固形状の試料(粒状のものを除く。)にあつては、試料を水でよく洗い、その表面積 1ml につき 2ml の割合の 40°C に加温した水を採り、試料を浸した後、時計皿で覆い、40°C に保ちながら時々かき混ぜて 30 分間放置する。

粒状の試料にあつては、試料を水でよく洗つた後乾燥し、次いで、試料 0.1g につき 2ml の割合の 40°C に加温した水を採り、試料を浸した後、時計皿で覆い、40°C に保ちながら時々かき混ぜて 30 分間放置する。

液状の試料にあつては、試料を約 2mm の厚さになるようにガラス製ペトリザラに採り、180°C で 15 分間加熱して固化する。次いで、固化した試料の表面積 1ml につき 2ml の割合の 40°C に加温した水を採り、固化した試料を浸した後、時計皿で覆い、40°C に保ちながら時々かき混ぜて 30 分間放置する。

(2) 試験

1. 過マンガン酸カリウム消費量

第4 おもちやの部 A おもちや又はその原材料の規格の項の4の(2) 試験の1. 過マンガン酸カリウム消費量を準用する。

2. 重金属

第4 おもちやの部 A おもちや又はその原材料の規格の項の1の(2) 試験の1. 重金属を準用する。

3. カドミウム

第4 おもちやの部 A おもちや又はその原材料の規格の項の4の(2) 試験の3. カドミウムを準用する。

4. 蒸発残留物

第4 おもちやの部 A おもちや又はその原材料の規格の項の4の(2) 試験の4. 蒸発残留物を準用する。

5. ヒ素

第4 おもちやの部 A おもちや又はその原材料の規格の項の1の(2) 試験の2. ヒ素を準用する。

6 おもちやには、フタル酸ビス(2—エチルヘキシル)を原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を原材料として用いてはならない。

- 7 食品衛生法施行規則第78条第1号に規定するおもちやには、フタル酸ジイソノニルを原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を原材料として用いてはならない。
- 8 おもちやの製造に用いるポリエチレンを主体とする材料は、次の試験法による試験に適合しなければならない。この場合において、試験に用いる水は蒸留水とする。

(1) 試験溶液の調製

固形状の試料(粒状のものを除く。)にあつては、試料を水でよく洗い、その表面積1mlにつき2mlの割合の40°Cに加温した水を採り、試料を浸した後、時計皿で覆い、40°Cに保ちながら時々かき混ぜて30分間放置する。

粒状の試料にあつては、試料を水でよく洗つた後乾燥し、次いで、試料0.1gにつき2mlの割合の40°Cに加温した水を採り、試料を浸した後、時計皿で覆い、40°Cに保ちながら時々かき混ぜて30分間放置する。

(2) 試験

1. 過マンガン酸カリウム消費量

第4 おもちやの部A おもちや又はその原材料の規格の項の4の(2)試験の1. 過マンガン酸カリウム消費量を準用して試験を行うとき、その量は10μg/ml以下でなければならない。

2. 重金属

第4 おもちやの部A おもちや又はその原材料の規格の項の1の(2)試験の1. 重金属を準用する。

3. 蒸発残留物

第4 おもちやの部A おもちや又はその原材料の規格の項の4の(2)試験の4. 蒸発残留物を準用して試験を行うとき、その量は30μg/ml以下でなければならない。

4. ヒ素

第4 おもちやの部A おもちや又はその原材料の規格の項の1の(2)試験の2. ヒ素を準用する。

9 1~8までに掲げる規定の方法に代わる方法で、それが規定の方法以上の精度のある場合は、その方法を用いることができる。ただし、その結果について疑いのある場合は、規定の方法で最終の判定を行う。

B おもちやの製造基準

- 1 おもちやの製造に際し、化学的合成品たる着色料を使用する場合は、食品衛生法施行規則別表第1に掲げる着色料以外の着色料を使用してはならない。ただし、次の試験法による試験に適合する場合は、この限りでない。

試料の着色されている部分を、その表面積 1ml につき 2ml の割合の 40°C に加温した水に浸した後、時計皿で覆い、40°C に保ちながら時々かき混ぜて 10 分間放置し、これを試験溶液とする。試験溶液 50ml を内径 20mm、外径 24mm、底から栓の下面までの距離 20cm で、5ml ごとに 50ml まで目盛りを付けたネスラー管に採り、白色を背景として上方及び側方から観察するとき、着色料の溶出が認められてはならない。

第 5 洗浄剤

(略)